

令和6年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人ら(以下「請求人ら」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を停止するとして後記「事実」欄第2の6記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

1 本件記録によると、請求人らが本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人らは、厚生年金保険法の被保険者であったAが令和〇年〇月〇日に死亡したことにより、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの子であるとして、国民年金法(以下「国年法」という。)に基づく遺族基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)に基づく遺族厚生年金(以下、これらの年金を「遺族給付」という。)の裁定を請求し、受給権を取得した年月を同年〇月として、遺族給付の支給を受けていた。ただし、国年法に基づく遺族基礎年金については、請求人らが母であるBと生計を同じくすることから、令和〇年〇月から支給停止されていた。

2 利害関係人Cは、Aの妻であり、利害関係人DはAの子であるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族給付の裁定を請求した。

3 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、Cに対し、遺族給付を支給する旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

4 厚生労働大臣は、先行処分をすることを踏まえ、これに先立つ令和〇年〇月〇日付けで、請求人らに対し、遺族

厚生年金の支給を令和〇年〇月に遡って停止すること、及び支給済みの遺族厚生年金の返納を求めることを通知した。

5 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、Dに対し、遺族給付を裁定するとともに、Cが遺族給付を受給することから、Dの遺族給付の支給を停止する旨の処分をした。

6 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人らに対し、受給権者が死亡した被保険者の配偶者及び子が3人である場合の遺族給付を裁定し、Cが遺族給付を受給していることから、請求人らの遺族給付の各支給を令和〇年〇月からそれぞれ停止する旨の処分(以下、このうち遺族厚生年金の支給停止に係る処分を「原処分」という。)をした。

7 請求人らは、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

1 遺族基礎年金及び遺族厚生年金は、国年法及び厚年法の被保険者が死亡した場合において、死亡した者の配偶者又は子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にあり、かつ婚姻をしていないこと)等で、当該死亡の当時、死亡者(以下「適格死亡者」という。)によって生計を維持したものに支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者又は子とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のもの

とされている。子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止するとされ、子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間（配偶者に対する遺族厚生年金が支給されている間は除く）、その支給を停止すると規定されている（国年法第37条第1項、第37条の2第1項及び第41条第2項、厚年法第58条第1項、第59条第1項及び第66条第1項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

- 2 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが適格死亡者であったことについては、利害関係人らを含め当事者間に争いはないと認められるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、利害関係人CがAによって生計を維持した配偶者であると認めることができないかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

1 (略)

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、本件通知では、生計維持認定対象者が死亡者の配偶者又は子であり、住所が死亡者と住民票上異なっている場合に、死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のア又はイの生計同一要件を満たす必要があるとし、加えて、前記第1の1記載のとおり、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要である（ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定

を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。）としている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(7) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(4) 定期的な音信、訪問が行われていること

- (2) 上記の基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、Cが、Aの死亡当時、Aによって生計を維持した者であると認めることができないかどうかを検討する。

ア 前記1の事実関係によれば、AとCは、平成〇年（〇年）〇月〇日、中華人民共和国婚姻法により婚姻し、その婚姻関係はAの死亡時まで継続していたことが認められるが、他方、AとC及びDとは別住所に居住していたことが確認できるから、前記(1)アには該当しないというべきである。

イ 次に、前記(1)イに該当するかを検討するに、前記1のとおり、Cの令和〇年〇月から令和〇年〇月までの個人所得納税記録には零申告と記載されていること、申立書①によると、Aの死亡前年において、Cには日本円で〇円前後の収入しかないとされ、申立書③によると、Cは、Aから月1回程度、Dの分と合わせて〇円前後、手渡し又は送金により経済的援助を受けており、定期的な音信・訪問については、生活状況の確認の電

話又はメールが週3回程度あったとされていること、AからCの銀行口座に対し、平成〇年〇月〇日に〇円が、令和〇年〇月〇日に〇円が送金されており、このうち後者の送金については、外国送金明細書の送金目的欄に「LIVING EXPENSE（注：生活維持）」との記載もされていること、CとAとの間では、令和〇年〇月から同年〇月までに、少なくとも10回程度、WeChat（ウィーチャット）による電話又はビデオ通話が行われたこと等の事実が認められる。

以上によれば、Aは、日本の会社を営業するため、戸籍上の妻であるCと別居する形で来日し、〇〇市の居宅にEや請求人らと共に居住していたが、Cは、Aの死亡に至るまで、Aから生活費等の名目で経済的に支援を受けており、Aが死亡する前年の年収は850万円未満であったこと、また、Aとの間で定期的な音信もあったこと等の事実を認めることができる。さらに、前記1で認められる事実によれば、Aが死亡することなく、別居に係る事情が消滅したときには、起居を共にし、家計を一つにしたであろうことを推認することができるから、CとAとの関係については、本件通知が定める前記(1)イに該当するものである。これによれば、Cは、Aの遺族給付を受けることのできる地位を有するものというべきである。

ウ これに対し、請求人らは、CとAと婚姻は無効であると主張し、〇〇市〇〇区民政局婚姻登記所が、両者の婚姻の届出に際して提出されたAの生年月日が真実ではなかったことを理由に、その婚姻登記を取り消すことを決定した旨の令和〇年〇月〇日付け書面を提出している。しかし、この婚姻登記の取消決定が有効であるとしても、その無効となる効力が遡って生ずるのかについては疑問が

あるし（なお、上記取消決定よりも前にされたものであるが、請求人ら、C、DらがAの遺産の相続について争った事件について〇〇市〇〇区人民法院が言い渡した民事判決（（2021）津0118民初3058号）において、CはAの相続人としての地位を承認されている。）、仮に上記取消決定により遡って婚姻関係が無効になるとしても、両者の婚姻関係の実態が変わるものではないから、厚年法第3条第2項の規定（「この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」）にも照らせば、上記イにおいて導かれた結論が左右されるものではない。

また、請求人らは、Cは、中国において自分の家を持ち、政府の公務員であり、安定した年金ももらっており、Aがその生計を維持していたことはないなどと主張するが、AがCの生計を維持していたことの認定を覆すに足る資料は提出されていない。この点について、請求人らは、中華人民共和国にあるC名義の銀行口座に入金された金員の額からして、AがCの生計を維持していたことはない旨主張する。しかし、一般に、ある者の銀行口座の出入金の記録からだけからその者の年収額を認定するのは困難であり、本件においても、提出された資料から、Cの年収額が850万円以上であったことや、AがCの生計を維持していたものではないことを裏付けるものとはいえない。請求人らの上記主張を採用することはできない。

(3) 以上によれば、CはAによって生計を維持した配偶者として遺族給付を受けることができるから、請求人らに対して遺族厚生年金の支給を停止した原処分は妥当であり、請求人らの再審査請求は、理由がない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。